

お知らせ

1006979
緑のカーテンで省エネ
ゴーヤ苗などを配布

とき 5月8日(土) 午後1時30分～3時30分
ところ テラス沼田1階防災広場ミツテ
配布物
▽ゴーヤ苗 1世帯3鉢
▽アサガオまたはフウセンカズラの種 どちらか10粒
対象 市内在住の200世帯(当日先着・無くなり次第終了)
費用 無料
持ち物 苗を入れる袋や箱を必ず持参してください
問合せ 環境課環境係 ☎内線3072

1002387
使用済油を回収

使用済天ぷら油などは、バイオディーゼル燃料(BDF)にリサイクルされ、軽油の代替燃料として利用されています。
市内では、利根沼田地域ポランティアセンター(ごったく広場)のほか、次の市有施設で回収をしています。

1008984
農地の貸し借りは安心
で適正な利用権設定を

農地の貸し借りには、法律による手続きが必要です。短期間の貸し借りや定期的な契約更新を考えている場合などは、利用権設定を行うことで安心して農地の貸し借りができます。期間満了時には農地利用最適化推進委員を通じて連絡がありますので、契約更新などを忘れずに行うことができます。

申込み 利用権設定書に必要な事項を記入し、農業委員会事務局、または地元農地利用最適化推進委員、農業委員へ
※6月と12月に利用権設定告示を行います(6月設定分の申込期限は4月30日(金))
問合せ 農業委員会事務局 ☎内線5019

農地ナビの利用を

農地の集積・集約を目的とした(一社)全国農業会議所が運営する農地情報サイト「全国農地ナビ」(https://www.dlis-ag.jp/)では、農業委員会が管理する農地台帳をインターネットで公表して

回収場所 保健福祉センター(駐輪場(中央公民館から変更))、白沢・利根支所、利南・池田・薄根・川田地区コミュニティセンター
※油は天かすなどを取り除き、必ずねじ式キャップのある容器(ペットボトルなど)に入れてください
問合せ 環境課廃棄物係 ☎内線3073

1003246
一般廃棄物最終処分場の
休日開場日

上川田町の最終処分場では、資源の収集が実施される祝祭日については、午前中(9時～正午)のみ開場しています。また、該当しない月は第2日曜日に開場しますので、家庭ごみ収集カレンダーをご確認ください。
問合せ 環境課廃棄物係 ☎内線3073

「望郷の湯」「しゃくなげの湯」の市民特別割引券

「望郷の湯」と「しゃくなげの湯」の入館料共通割引券を全戸配布します。
内容 1枚につき入館料100円を割り引き

います。地図から農地の所在や遊休農地、所有者の意向などの情報を見ることができま

1010111
国民年金保険料の特例・
免除制度

対象 大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生
承認期間 4月から翌年3月まで。次年度も引き続き受けられる場合は、再度申請が必要
手続きに必要なもの
▽基礎年金番号またはマイナンバーの分かる書類
▽在学期間が分かる学生証のコピーまたは在学証明書(原本)

産前産後免除制度

対象 国民年金第一号被保険者
免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間
※多胎妊娠は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間
※産前産後免除期間は、保険料を納付したのとして老齢

※1枚につき5人まで利用できます
問合せ 望郷の湯 ☎533939、しゃくなげの湯 ☎200011

1010774
申請書などの押印を
廃止

手続きの負担軽減と業務の効率化を図るため、市の申請書などの押印を廃止します。ただし、国の法令などで定められているものは引き続き押印が必要です。
■押印を廃止する主な手続き
市有施設の使用許可申請書、市税減免申請書など
問合せ 総務課文書法制係 ☎内線4014

1001133
市民協働のまちづくり
出前講座

市の事業や業務、暮らしに役立つ知識や情報などをお話しする出前講座を行っています。
市民の皆さんが主催する学習会などへ市の職員が講師として訪問しますので、地域の団体やサークルなどでご利用ください。
※出前メニューは市HPに掲載

基礎年金の受給額に反映されます
手続きに必要なもの
▽基礎年金番号またはマイナンバーの分かる書類
▽母子健康手帳(出産前に申請する場合)

1010720
4月6日(火)～15日(木)
春の全国交通安全運動

▽納付できる市税などの種類
市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料
※これ以外を納付する場合は、事前にご連絡ください

税金

収納課からのお知らせ

■市税の納付方法
市内に本支店がある金融機関、郵便局、全国のコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納めることができます。
■口座振替のご利用を
通帳と届け出印を用意し

問合せ 市民協働課協働推進係 ☎内線3051、3052

1010720
4月6日(火)～15日(木)
春の全国交通安全運動

◇年間スローガン
「自転車も止まってよく見て交差点」
◇サブスローガン
「自転車といつもいっしょにヘルメット」
■交通事故ゼロを目指す日
4月10日(土)
■実施重点事項
▽子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保
なるべく信号機や横断歩道のある場所を横断し、左右の安全を確認して渡りましょう。家庭や地域では子どもや高齢者が出掛けるときは、自転車などに注意をするよう声掛けをしましょう。
▽自転車の安全利用の推進
自転車利用者の自転車保険加入の義務化、自転車用ヘルメットの着用努力義務化が決まりました。自転車は車両であることを再確認し、交通ルールを守って運転しましょう。
▽歩行者などの保護をはじめとする安全運転意識の向上
運転者は交通ルールの遵守

1009112
コミュニティテラス
施設使用料の減額割合
の変更

7月使用分(4月1日(木)予約受け付け開始)から、コミュニティテラスの施設使用料について、他の市有施設と統一し、公益的な活動などを目的として使用する場合に一般使用料から減額する割合を3分の2から2分の1に変更します。
問合せ 市民協働課協働推進係 ☎内線3051

て、市内の金融機関または郵便局で手続きしてください。
■休日納付相談窓口の開設
平日に納付が難しい人や市税などに関する相談は、月一回、日曜日に開設する休日納付相談窓口をご利用ください。

■市税などを滞納すると
納期限までに納めている大多数の人との公正・公平を確保するため、法律で定める滞納処分を執行します。債権(給与、年金、売掛金など)、不動産(土地、家屋)、動産(自動車、バイクなど)などを差し押さえます。

■市の債権を適正に管理
公平な住民の負担の確保や市の債権管理の適正化を図るため、市の有する債権(税金・保険料・保育料・上下水道料金・市営住宅使用料・その他)について、4月1日施行の市債権管理条例により統一的手続きの基準を定めました。具体的には、債権未納付の場合の処分や生活困窮者の債権放棄などです。

■納付相談

災害や失業などの事情による

休日納付相談窓口日程表

令和3年	4月18日(日)	令和3年	10月24日(日)
	5月16日(日)		11月21日(日)
	6月20日(日)		12月19日(日)
	7月18日(日)	令和4年	1月16日(日)
	8月22日(日)		2月20日(日)
	9月26日(日)		3月27日(日)

時間 午前8時30分～午後5時

7月使用分から 2分の1減額後の使用料

施設	使用料(消費税込み)		
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時
会議室 601～603	490円	660円	490円
音楽 スタジオ	660円	880円	660円

1234567 各番号(7桁)を市HP「ページ番号検索」に入力すると関連ページが見られます